

JIS

工作機械－電気装置通則

JIS B 6015 : 2005

(JMTBA/JSA)

平成 17 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 産業オートメーション技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	古 川 勇 二	東京農工大学
(委員)	荒 井 栄 司	大阪大学
	井 上 和	株式会社富士通九州システムエンジニアリング
	上 野 滋	財団法人機械振興協会
	川 島 重 雄	富士電機株式会社
	神 田 雄 一	東洋大学
	木 村 文 彦	東京大学
	早乙女 康 典	群馬大学
	坂 本 千 秋	社団法人日本工作機械工業会
	谷 和 男	岐阜大学
	堤 正 臣	東京農工大学
	長 江 昭 充	ヤマザキマザック株式会社
	中 野 宣 政	三菱電機メカトロニクスソフトウェア株式会社
	日 比 均	株式会社デンソーウェーブ
	福 田 好 朗	法政大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成元.3.1 改正：平成 17.3.20

官 報 公 示：平成 17.3.22

原 案 作 成 者：社団法人日本工作機械工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-3961)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：産業オートメーション技術専門委員会 (委員長 古川 勇二)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本工作機械工業会(JMTBA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 6015:1996** は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS B 6015 には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (参考) 工作機械用電気機器略号

附属書 2 (参考) 工作機械用電気図記号

附属書 3 (参考) 電気技術文書

附属書 4 (参考) **JIS C 3307** に規定する 600 V ビニル絶縁電線の許容電流

目 次

	ページ
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 定義.....	2
4. 技術文書.....	2
5. 電線.....	2
附属書 1（参考）工作機械用電気機器略号	3
附属書 2（参考）工作機械用電気図記号	8
附属書 3（参考）電気技術文書	34
附属書 4（参考）JIS C 3307 に規定する 600V ビニル絶縁電線の許容電流	46
解 説.....	48

工作機械－電気装置通則

Machine tools－Electrical equipment－General requirements

1. 適用範囲 この規格は、工作機械の電気装置、電子装置及びシステムにかかわる通則について規定する。連携して稼働する一群の機械は適用範囲に含むが、それより上位のシステム（すなわち、システム間のコミュニケーション）は含まない。この規格で規定されていない事項については **JIS B 9960-1** に従わなければならない。

備考 この規格では、“電気”という用語は、電気及び電子に関する事項の両方を含む（すなわち、電気装置は、電気装置と電子装置との両方を意味する）。

この規格によって取り扱われる装置は、機械の電気装置への電源の接続点からとする。

この規格は、公称電源電圧が交流 1 000 V 以下、直流 1 500 V 以下及び公称周波数が 200 Hz 以下で動作する電気装置に適用する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年を付記していない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 9960-1 機械類の安全性－機械の電気装置－第 1 部：一般要求事項

JIS C 0617-1:1999 電気用図記号 第 1 部：概説

JIS C 0617-2:1997 電気用図記号 第 2 部：図記号要素、限定図記号及びその他の一般用途図記号

JIS C 0617-3:1997 電気用図記号 第 3 部：導体及び接続部品

JIS C 0617-4:1997 電気用図記号 第 4 部：基礎受動部品

JIS C 0617-5:1999 電気用図記号 第 5 部：半導体及び電子管

JIS C 0617-6:1999 電気用図記号 第 6 部：電気エネルギーの発生及び変換

JIS C 0617-7:1999 電気用図記号 第 7 部：開閉装置、制御装置及び保護装置

JIS C 0617-8:1999 電気用図記号 第 8 部：計器、ランプ及び信号装置

JIS C 0617-9:1999 電気用図記号 第 9 部：交換機器及び周辺機器

JIS C 0617-10:1999 電気用図記号 第 10 部：電気通信：伝送

JIS C 0617-11:1999 電気用図記号 第 11 部：建設設備及び地図上の設備を示す設置平面図及び線図

JIS C 0617-12:1999 電気用図記号 第 12 部：2 値論理素子

JIS C 0617-13:1999 電気用図記号 第 13 部：アナログ素子

JIS C 1082-1 電気技術文書 第 1 部：一般要求事項

JIS C 1082-2 電気技術文書 第 2 部：機能図

JIS C 1082-3 電気技術文書 第 3 部：接続図、表及びリスト